

国立大学法人京大学会計実施規則新旧対照表

改正前			改正後		
(前略)			附則 この規則は、平成25年5月20日から施行し、平成25年4月1日から適用する。		
別表第1 経理単位及び経理責任者（第2条関係）			別表第1 経理単位及び経理責任者（第2条関係）		
経理単位	経理責任者	範囲	経理単位	経理責任者	範囲
本部構内 (文系) 共通	本部構内 (文系) 共通事務部長	文学研究科・文学部	本部構内 (文系) 共通	本部構内 (文系) 共通事務部長	文学研究科・文学部
		文化財総合研究センター			文化財総合研究センター
		教育学研究科・教育学部			教育学研究科・教育学部
		法学研究科・法学部			法学研究科・法学部
		公共政策連携研究部・公共政策教育部			公共政策連携研究部・公共政策教育部
		経済学研究科・経済学部			経済学研究科・経済学部
		経営管理研究部・経営管理教育部			経営管理研究部・経営管理教育部
		人文科学研究所			人文科学研究所
		経済研究所			経済研究所
		総合博物館			総合博物館
		カウンセリングセンター			カウンセリングセンター
大学文書館	大学文書館				
		(中略)			
吉田南構内 共通	吉田南構内 共通事務部長	人間・環境学研究科・総合人間学部	吉田南構内 共通	吉田南構内 共通事務部長	人間・環境学研究科・総合人間学部
		総合生存学館			総合生存学館
		高等教育研究開発推進センター			高等教育研究開発推進センター
		物質－細胞統合システム拠点			物質－細胞統合システム拠点
		(中略)			
情報部	情報部長	情報部	情報部	情報部長	情報部
備考 施設部については、施設部で所掌する工事、宿舎、全学施設等に関する経理の範囲とする。			備考 施設部については、施設部で所掌する工事、宿舎、全学施設等に関する経理の範囲とする。		
別表第2 出納責任者（第8条関係） 第1表			別表第2 出納責任者（第8条関係） 第1表		
経理単位	出納責任者	範囲	経理単位	出納責任者	範囲
本部構内 (文系) 共通		文学研究科・文学部	本部構内 (文系) 共通		文学研究科・文学部
		文化財総合研究センター			文化財総合研究センター
		教育学研究科・教育学部			教育学研究科・教育学部
		法学研究科・法学部			法学研究科・法学部
		公共政策連携研究部・公共政策教育部			公共政策連携研究部・公共政策教育部
		経済学研究科・経済学部			経済学研究科・経済学部
		経営管理研究部・経営管理教育部			経営管理研究部・経営管理教育部
		人文科学研究所（文献複写料）			人文科学研究所（文献複写料）
		人文科学研究所（文献複写料を除く）			人文科学研究所（文献複写料を除く）
		経済研究所			経済研究所
		総合博物館			総合博物館
カウンセリングセンター	カウンセリングセンター				
大学文書館	大学文書館				
		(中略)			
吉田南構内 共通		人間・環境学研究科・総合人間学部 (文献複写料除く)	吉田南構内 共通		人間・環境学研究科・総合人間学部 (文献複写料除く)
		人間・環境学研究科・総合人間学部 (文献複写料)			人間・環境学研究科・総合人間学部 (文献複写料)
		総合生存学館			総合生存学館
		高等教育研究開発推進センター			高等教育研究開発推進センター
		物質－細胞統合システム拠点			物質－細胞統合システム拠点
		(中略)			
情報部		情報部	情報部		情報部
備考 出納責任者欄中、空欄については、それらの範囲において出納事務を取扱う職員に任命する。			備考 出納責任者欄中、空欄については、それらの範囲において出納事務を取扱う職員に任命する。		

国立大学法人京都大学会計実施規則新旧対照表

改正前		改正後	
別表第2 第2表(略)		別表第2 第2表(同左)	
別表第3 たな卸資産管理責任者等(第23条関係)		別表第3 たな卸資産管理責任者等(第23条関係)	
管 理 単 位	た な 卸 資 産 管 理 責 任 者	管 理 単 位	た な 卸 資 産 管 理 責 任 者
文学研究科・文学部	研究科長	文学研究科・文学部	研究科長
	(中 略)		
文化財総合研究センター	センター長	文化財総合研究センター	センター長
カウンセリングセンター	センター長	国際高等教育院	教育院長
	(中 略)	カウンセリングセンター	センター長
情報部	部長	情報部	部長
(後 略)			